

日本年金機構運営評議会（第 45 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 3 年 7 月 29 日（月）10 時 00 分～12 時 00 分
2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール、新宿年金事務所、仙台東年金事務所（テレビ会議）
3. 出席委員 菊池座長、牧嶋委員、池田委員、植西委員、佐保委員、嵩委員、寺田委員、西沢委員、真屋委員
4. 議題
令和 2 年度業務実績報告書
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題]

令和 2 年度業務実績報告書

- 国民年金保険料の納付率向上、厚生年金保険の適用促進の実績を着実に積み上げ、オンライン化を含む業務の改善を続けていることに敬意を表する。年金制度の信頼の向上のため、今後も引き続き取組をお願いしたい。
厚生年金保険料等の納付猶予特例と換価の猶予に関して、前回、早急な体制整備とシステム構築をお願いしたところ。現時点における進捗状況と、今後の対応について教えてほしい。
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う障害状態確認届の提出期限延長の対応もあり、障害年金センターの体制強化は喫緊の課題であることから、障害改革 P T で取りまとめられた基本方針の内容を教えてほしい。
障害年金のサービススタンダードの達成率は回復傾向にあるが、老齢年金及び遺族年金と比較するとまだ低いので、より一層の改善をお願いする。
電子申請の移行状況について、義務化対象事業所のみの電子申請移行済の割合と、今後の対応方針を教えてほしい。
時間外勤務が管理職・一般職ともに減少し、一定の成果が出ていると受け止めているが、業務量に見合った人員配置になっているか再度見直しを行い、必要に応じて体制強化を図ってほしい。
- 厚生年金保険料等の納付猶予特例のシステム対応については、現場の負担軽減のため、逐次システム対応を行っており、オンライン上で入力や延滞金計算ができるように対応済。今後は換価の猶予への移行後の対応について、システム対応できるよう取り組んでいる。

- 障害改革PTの基本方針の柱は3点。1点目は例えば特に判断が困難な審査及び決定は管理職だけでなく、必要に応じて理事まで協議するといった標準化に向けた仕組みの明確化、2点目は非対面型リモート認定や障害認定の公正性を一層確保するため複数の認定医が関与する取組の推進、3点目は業務量に見合った体制強化を進めるとともに特に高い専門性を求められる障害年金の相談に対応する専用相談窓口の設置を検討する等の更なる相談体制の充実である。
- 電子申請義務化対象事業所の移行状況は昨年度末時点で、11,169件、約65%となっている。今年度から新たに義務化対象となった事業所と合わせ対象事業所が約5,800件あり、優先的に取り組んでいるところ。電子申請に移行していない事業所への勧奨を進める中で、健康保険組合が電子申請未対応、本社に判断権がある等の事情が判明したことから、今後はそのようなケースの個別対応が必要であり、現在取り組んでいるところ。
- 人事評価への導入やノー残業デー等の取組により、時間外勤務は減少してきたが、ご指摘のとおり、拠点の一部の課室によっては時間外勤務が多いことから、個別ヒアリング等による要因分析を踏まえ、引き続き取組を進めてまいりたい。
- 障害年金のサービススタンダードについては、新型コロナウイルス感染症の影響によりシフト勤務を行う等、事務処理体制が十分でない時期があったことから、体制強化を行い、12月以降は90%を超えるまで回復し、今年度は約95%となっている。今後は障害改革PTの対応を含め、体制強化や事務処理改善等、全面的に見直しを行い、迅速な支給決定に向け取り組んでまいりたい。
- 機構は従来から「お客様」という言葉を使っているが、お客様に対して加入指導や納付指導という言葉を使用することに違和感を覚える。また、この「お客様」に事業主は含まれるのか。
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生を「特定業務契約職員」として116名採用した件の更なる説明をお願いしたい。また、予算の関係上難しいと思うが、生活困窮という状況を踏まえると、違う形で学生を支援できないか検討してほしい。

国民年金保険料のクレジット・カード納付やインターネット・バンキング等による電子納付の件数が伸びていることは、新しい時代に沿うものであると思う。一方で、クレジット・カード利用による多重債務が社会問題化していることから、個別事例を把握していれば紹介してほしい。

- 事業主も含めてお客様であるが、制度を運営する立場から申し上げると、国民あるいは事業所を適正に加入・適用することが制度を維持する前提であり、何度も勧奨や説明を行った上で権力的な業務を行う必要もあることから、民間でいうお客様とは若干異なると思っている。お客様対応時に、お客様の立場に立った丁寧な説明を行い、ご納得いただくことは必要だが、しかるべき時には権力業務として毅然とした対応を行うことも必要であることはご理解いただきたい。どのような言葉が適切かということについては貴重なご意見であり、今後検討する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生の採用については、厚生労働省「生活を守る」プロジェクトチームで示された「学生への支援」への取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定の取消や、アルバイト収入を失った学生等を特定業務契約職員として全国の事務センターで採用したもの。
特定業務契約職員は本来フルタイム勤務を原則としているが、現役の学生を採用するため、短時間の勤務を認め、学生の希望に応じた勤務時間等を柔軟に設定した上で雇用し、現在も 34 名が勤務している。
- 一般的に多重債務とは、大きな債務を抱え支払いが困難になることであり、クレジット・カードもその要因になっていると認識しているが、社会保険料とは本人の私的な行動によって債務を抱えたものではなく、法律上の債務であり、クレジット・カード納付を利用するから多重債務になるという問題ではないと認識している。
- 機構の立場上、指導という表現を使用することはやむを得ないと思うが、言葉の使い方を検討してほしい。
学生の採用の周知は、個別の大学へ情報提供したのか。
- 個別の大学に対して連絡しておらず、機構ホームページ及びハローワークへ掲載し、募集した。

- 業務実績報告書については、組織目標「原点回帰」が全体的に強く出ており、素晴らしい進捗だと思った。

厚生年金保険料等の納付猶予特例及び法定猶予制度の許可にあたり、新型コロナウイルス感染症が収束して業績が回復し、猶予した保険料の納付見込みがあるかを審査して許可しているのか。許可中金額は、今後不納欠損となる恐れのあるものが多いと思われることから、厚生年金保険料等の納付猶予特例の審査基準と今後の回収見込みについて教えてほしい。

- 厚生年金保険料等の納付猶予特例は、新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること等の一定の基準はあり、根拠となる書類を確認する場合もあるが、書類の準備の準備が難しい場合等は職員が聞き取りにより伺い、根拠となる書類は求めない対応としていた。これは、企業の一定の存続を図るべく、機構としてもそれに協力するものであったと理解いただきたい。

厚生年金保険料等の納付猶予特例の許可中の事業所の対応状況は、納付を約束した事業所が約 26%、法定猶予制度に移行した事業所が約 53%、納付協議中もしくは接触困難な事業所や約 21%となっている。これが仮に滞納保険料になった場合、99%台を維持している厚生年金保険料等の収納率を維持することが困難になることから、滞納保険料にならないよう、今年度の最大のテーマとして組織一丸となって対応してまいりたい。

- 国民、被保険者目線で、前向きに取り組んでいると感じた。

社会保険労務士としての意見になるが、時間外勤務の調査をする中で、どの部署においても同じ人が長時間労働になっていることが多々ある。その人がどういう役職で、どのように業務上の支援を行えば時間外勤務が減るかといったことを把握した上で、時間外勤務縮減の取組を進めてほしい。

- ご意見のとおりであり、機構として2つ問題点があると認識している。

1 点目は一般職の時間外勤務について、特定の課室が増えていることから、個別対応及び組織としてどう対応するか。2 点目は、管理職の時間外勤務であり、現在実態を調査中であり、改めてご説明したい。

組織としてサービス残業を排除するため、監査時にログを確認する等の取組を徹底している。実態を把握した上で、引き続き対策を立てていく。

- 困難な状況の中で、また制度改正が相次いでいる中で、業務実績を着実に上げており、日頃の多大な努力に敬意を表したい。
障害年金の複数認定医による認定は非常に重要な取組であり、引き続き取り組んでほしい。また、不利益処分に対する理由付記も、非常に重要な取組であり、理解しやすい理由付記を心がけてほしい。
遺族年金も生計同一要件等、判断が難しいものがあると思われるが、障害年金と同様に事務処理体制の工夫や強化をしているのか教えてほしい。
- 不利益処分に対する理由付記については、分かりやすくお伝えすることが重要だと認識しており、今後も心がけて対応する。
遺族年金に特化したものではないが、生計同一要件の判断が困難な場合、障害年金のようにPTは構えていないが、本部に協議する体制を明確にし、対応している。
- 遺族年金の生計同一要件の判断については、裁判例も多く、難しい事例も多い。厚生労働省から過去に事務連絡が発出されており、その兼ね合いでどのように事務処理されているかという質問でもあったと思われる。
- 厚生労働省からの事務連絡については、令和元年10月に「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一要件の判断について」が発出されたことを踏まえ、拠点にどのように対応するか指示を出している。判断困難事例については、引き続き本部で協議を受け対応していく。
- 協会管掌健康保険料のみの納付猶予特例額と収納率を教えてほしい。
今後、事業所の全喪が多くなると危惧している。迅速に全喪処理をしないと納付の見込みがないのに未納のまま適用状態が続いて滞納額が増加していくことから、今後の対策について教えてほしい。
年金委員を委嘱拡大に当たっては、年金委員同士でのコミュニケーションや連帯意識を高めることも重要だと思う。そのため、年金委員宛に、定期的にメールで法律改正のポイント等について、お送りいただくことはできないか。年金委員の更なる委嘱拡大のためにも検討してほしい。
- 資料1-2のP.30に記載のとおり。厚生年金保険料と傾向は同様で、納付猶予特例を含めると収納率は96.8%と若干減少するものの、除いた場合は98.8%であり前年度と同等程度となっている。

- 今のルール上では納付猶予特例を許可している事業所には滞納処分等を行わず、猶予期間中は納付勧奨あるいは期限到来後の法定猶予等へのシフトを案内することになる。そのため通常の債権と同じように取り扱うことは難しいが、実態を把握して個々の事業所の実情に応じた対策を行うために、拠点においても努力しているところ。

年金委員に関してはご指摘のとおりである。インターネットメールの活用を含め、定期的に情報を提供する環境を作っていくことは極めて重要だと認識しており、担当部には早くそういった環境を構築できるよう指示しているところ。内容については、別途報告申し上げたい。

- 障害年金に関しては、色々な困難課題をクリアされており、努力に感謝申し上げる。障害者の声も少しずつ改善してきているように感じている。

無年金及び低年金防止への対応として、資料に約 2.1 万人への勧奨に結果 1,800 人から申請があり、約 768 万人の追納勧奨に対して約 22.5 万人から申出があったとのことだが、いずれも 1 割未満であり、努力いただいていることは理解しているが、効果的・効率的な対策として、特に納付勧奨にあたっては、お客様が保険料を支払いたいと思うような文章にする等、お客様目線に立った勧奨文書について改めてご検討いただきたい。

- 無年金及び低年金防止の今後の対応については、改めて説明申し上げたい。少なくとも、未請求の老齢年金がある者のうち約 2.5 万人については、戸別訪問等を実施し、約 2.2 万人の年金請求に結び付いた。残りの者についても、順次対応を進める。

24 ヶ月未納者への対策については、100 万人以上の対象者のうち、受給要件満了間近である 50 歳台かつ保険料納付期間が 7 年以上の約 2.6 万人へ、受給要件を満了するまでの期間を個別に明示した文書を送付し、納付を促した。結果、約 31.4%が 24 ヶ月未納を解消し、約 13%が受給要件を満たし、一定の成果が得られた。これらの取組により、一定の成果が得られていることはご理解いただきたい。

- 無年金及び低年金防止への対応は、委員の関心が高いことから、機会があればどういう勧奨をされているか等、深く掘り下げて報告してほしい。

- 国民年金保険料の納付率は年金制度の信頼のバロメーターであると感じている。過去、6 割を切っていた納付率が、現年度納付率が 7 割を

超え、最終納付率も 8 割近くまで回復している。これは、機構の皆さんの努力の成果だと感じている。大変難しいことだが、納付率を維持するためにも、引き続き誤りのない、公正・公平な事務処理を続けてほしい。

障害年金については、引き続き複数認定医が審査する仕組み等を活用し、公平・公正・透明性のある制度を維持してほしい。

現在、新型コロナウイルスのワクチンの予約ができない高齢者が多くいる。電子化・ICT化が進む中で、一人暮らし高齢者等の取り残される人が増えると思われることから、機構が行っている戸別訪問を厚生労働省やその他省庁にも働きかける等、機構だけでなく社会保障制度全体で、そのような方々をどう対応していくのかを課題として考えていく必要がある。

- ご指摘のとおり、個別対応をしなければならない方は多くいると認識している。機構にとって緊急度の高い方へは機構で対応できるが、それ以外の方々へ対応できる体力はない。地方自治体や年金委員の方々を含め、地域共生社会の中でどういう位置づけにしていくかを検討すべきであり、まずは地方自治体との協力体制をどう構築するか、施策を行うべく、検討中である。
- 無年金及び低年金を防止し、いかに給付に結びつけるかという課題を抱えると同時に、給付あっても支援なしというような、給付があっても情報を含めて支援が届くようにすべきという問題提起かと思う。地方自治体へのアプローチを含めて検討中という話を伺い、心強く感じた。

(以上)